

山梨県公報

第二千二百二十五号

平成二十四年

五月七日

月 曜 日

目 次

告 示

平成二十三年山梨県産業連関表作成特別調査の実施について……………二六一

平成二十四年度地籍調査事業計画の決定……………二六一

県営土地改良事業の完了……………二六一

道路の区域変更(四件)……………二六二

道路の供用開始(二件)……………二六三

訓 令

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二六三

公 告

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………二六四

国土調査の指定……………二六六

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………二六六

土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二六六

公共測量の実施……………二六八

基本測量の終了(二件)……………二六八

基本測量の実施……………二六九

随意契約の相手方の決定について……………二六九

開発行為に関する工事の完了について……………二六九

そ の 他

あつせん員候補者の告示……………二六九

告 示

山梨県告示第百六十四号

平成二十三年山梨県産業連関表作成特別調査(商品流通調査)を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の目的

この調査は、県内において製造業を営む事業所について、商品の流通状況、営業経費等を明らかにし、平成二十三年山梨県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

別に定める商品流通調査票を用いて平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間における次の事項について調査する。

1 事業所に関する事項

2 製造品受払に関する事項

3 消費地域別出荷内訳に関する事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

日本標準産業分類の製造業に属する事業所で知事が指定するもの

四 調査期間

平成二十四年六月一日から同年七月十七日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成二十四年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、忍野村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市中央一丁目、中央二丁目、中央四丁目、相生三丁目、青沼一丁目及び若松町の全域並びに丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、宝一丁目、宝二丁目、寿町、相生一丁目、相生二丁目及び青沼二丁目各の一部、富士吉田市上吉田、下吉田及

び大明見の各一部、山梨市牧丘町西保中及び三富川浦の各一部、大月市大月町花咲大月町大月、大月一丁目、大月二丁目及び大月三丁目の各一部、甲斐市神戸、上芦沢及び下芦沢の各一部、笛吹市芦川町鷺宿の一部、上野原市秋山の一部、甲州市塩山上小田原の一部、西八代郡市川三郷町大塚の一部、南巨摩郡早川町草塩の一部、南巨摩郡身延町下部、常葉、身延、日向南沢及び切石の各一部、南巨摩郡南都町万沢の一部、南巨摩郡富士川町鯉沢の一部、南都留郡道志村大室指及び笹久根の各一部、南都留郡忍野村内野の一部並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺の一部

三 調査期間
平成二十四年四月十六日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十六号

県営土地改良事業（波高島地区地すべり対策事業）の工事は、平成二十四年二月十三日をもって完了した。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大島字向ノ平五二二四番地先から 南巨摩郡身延町大島富士川左岸堤防敷地先まで	六・六〇 九・一	六・八〇	二五三・四	二四七・一

山梨県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町小石和字横田官有無番地先から 笛吹市石和町小石和字神明官有無番地先まで	四・〇〇 九・三	四・〇〇 四・七	三三三・八	三三三・八

山梨県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員	延 長

の別 (メートル)	旧		新
	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
六〇・〇	二・〇	二・〇	二・〇
六二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
六〇・〇	二・〇	二・〇	二・〇

山梨県告示第七十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年五月七日

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年五月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

の別 (メートル)	旧		新
	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
一一六・九	六・七	一八・九	六・九
二六・五	二・〇	二・〇	二・〇

山梨県告示第七十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年五月七日

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年五月七日

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字神明二九〇番の一地先から 笛吹市石和町小石和字神明二九二番地先まで		一四・〇	平成二十四年五月七日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十四年五月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	小石和市部線	笛吹市石和町小石和字神明二九〇番の一地先から 笛吹市石和町小石和字神明二九六番地先まで		八五・〇	平成二十四年五月七日

訓令

山梨県訓令第九号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「企業局総務課長」を「企業局次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を韮崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
韮崎市神山町武田字南反保四四五の五	石原利介
韮崎市田野町上内井字奥ノ入三五六〇の一	中山正

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市明野町小笠原字風越六三三五・六三三七の一 （以上二筆について次の図に示す部分に限る。） 字 桜平六五二〇の一、六五二〇の二、六五二一の一、 六五二四の一	仲澤一美

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十四年三月十二日農林水産省告示第六百六十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市勝沼町深沢字長久保三六七二の一	三枝淳
甲州市勝沼町深沢字長久保三六六一、三六七六、三六七九、字石沢三六八一の一、三六八一の二	三枝美郎
甲州市勝沼町字長久保三六六七、三六七一、三六七五、三六七八、三六八〇、字石沢三六八三、三六九三	三枝武重
甲州市勝沼町菱山字銚子ノ口四四二七	雨宮要
甲州市勝沼町菱山字上菅蒲沢五二二七の二（次の図に示す部分に限る。）	五味定一、阪本武

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十四年三月十二日農林水産省告示第六百六十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字下中山九七八二（次の図に示す部分に限る。）	佐藤由松
南都留郡道志村字下中山九七九四の一乙（次の図に示す部分に限る。）	池谷猶吉
南都留郡道志村字下中山九七七七（次の図に示す部分に限る。）	山口億一
南都留郡道志村字下中山乙九八一六（次の図に示す部分に限る。）	佐藤敏藤
南都留郡道志村字下中山丁九八一七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺仙松

南都留郡道志村字上中山九八一八の内七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺権三郎
南都留郡道志村字板橋沢九八七九（次の図に示す部分に限る。）	渡辺金七
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の三（次の図に示す部分に限る。）	池谷傳一郎
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の四（次の図に示す部分に限る。）	長田清七
南都留郡道志村字下中山乙九八一〇（次の図に示す部分に限る。）	渡辺新治郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十四年三月十二日農林水産省告示第六百六十四号

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

- 平成二十四年五月七日
- 国土調査の指定年月日
- 平成二十四年四月十六日
- 調査を行う者の名称
- 中央市及び身延町
- 調査地域
- 中央市西花輪の一部及び南巨摩郡身延町三沢の一部
- 調査期間
- 平成二十四年四月十六日から平成二十五年三月三十一日まで

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（茅ヶ岳北西部地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の概要

二 縦覧期間

平成二十四年五月七日から同年六月一日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、賑岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月七日

- 一 退任
- 山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
副理事長	小俣 英雄	大月市賑岡町畑倉一〇三二番地	平成二十三年三月三十一日
理事長	小俣 喜逸	大月市賑岡町畑倉一〇三二番地	同
理事	鈴木 達成	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
会計	鈴木 重光	大月市賑岡町畑倉九六〇番地	同
理事	矢頭 泰夫	大月市賑岡町畑倉一二六一番地	同
理事	鈴木 守	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
理事	山口 門	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
理事	松永 剛	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
理事	細川 清正	大月市賑岡町畑倉一八二八番地	同
理事	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
監事	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
監事	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
同	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	鈴木 達成	大月市賑岡町畑倉一一三六番地	平成二十三年四月一日

役職名	氏名	住 所	退任年月日
副理事長	小俣 英雄	九〇五番地二	同
同	奥野 安章	一一二二番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	矢頭 泰夫	一二六一番地	同
同	矢頭 泰夫	一二六一番地	同
同	細川 清正	大月市賑岡町畑倉一八二八番地	同
同	細川 清正	大月市賑岡町畑倉一八二八番地	同
同	松永 剛	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
同	松永 剛	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
同	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
同	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	山口 門	九一三番地	同
同	山口 門	九一三番地	同

● 土地改良区役員退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小篠土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月七日

一 退任

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
副理事長	小俣 英雄	九〇五番地二	同
同	奥野 安章	一一二二番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	鈴木 重光	九六〇番地	同
同	矢頭 泰夫	一二六一番地	同
同	矢頭 泰夫	一二六一番地	同
同	細川 清正	大月市賑岡町畑倉一八二八番地	同
同	細川 清正	大月市賑岡町畑倉一八二八番地	同
同	松永 剛	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
同	松永 剛	大月市賑岡町畑倉一八〇九番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 文雄	一一三三番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	横瀬 広正	一一三三番地	同
同	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
同	小俣 美明	都留市玉川七一六番地五	同
同	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山大	大月市賑岡町畑倉九四四番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同
同	米山 義一	九一九番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	鈴木 守	一一三九番地	同
同	山口 門	九一三番地	同
同	山口 門	九一三番地	同

理事	市川 貞治	大月市猿橋町小篠五一四番地	平成二十四年三月三十一日
副理事	小侯 幸一	二七〇番地	
理事	畠山 幸元	八六六番地	
	栖島 利廣	九〇八番地	
	亀井 政昭	五八二番地	
	藤本 匡支	八五三番地	
監事	和田 紘	九一〇番地	
	石井 秀廣	二八六番地	
	高松 基晴	五三四番地三	
	佐々木 進	四三番地	

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	小侯 幸一	大月市猿橋町小篠二七〇番地	平成二十四年四月一日
副理事長	中村 正則	八九九番地	
理事	原田 隆一	八七八番地	
	原 明彦	五七二番地	
	佐々木 進	四三番地	
	小侯 行秀	八六八番地	
監事	原田 明德	八九三番地	

同	小侯 彦一郎	同	五六九番地	同
同	石井 秀廣	同	二八六番地	同
同	小鷹 敬一	同	七三二番地	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年四月十二日付けで北杜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年五月七日

- 一 作業種類 公共測量（デジタル撮影 地上解像度十二センチメートル）
- 二 作業期間 平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月三十一日まで
- 三 作業地域 北杜市全域

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十四年四月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年五月七日

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 二 作業地域 甲府市、南都留郡富士河口湖町
- 三 作業期間 平成二十三年九月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十四年四月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年五月七日

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）

山梨県知事 横 内 正 明

- 二 作業地域 葦崎市、笛吹市
- 三 作業期間 平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年四月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 平成二十四年五月十四日から平成二十五年二月二十二日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡早川町

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県国土整備部治水課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額
二千九百四十万円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市山之神字出口八五三の八の一部及び八八七の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市山之神三千六百二十六番地十 パークサイドS 二百二号室 三枝 香里

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十四年五月七日

山梨県労働委員会

会長 鶴 田 和 雄

氏名	経 歴	委 嘱 年 月 日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日

深松 和子	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日
神宮寺 聡	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
青柳 和仁	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十七年七月十一日
窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
中澤 晴親	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
萩原 雄二	ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会相談役 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
矢澤 雄兒	山梨県食品工業団地協同組合理事長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
山本 正彦	山梨県労働委員会事務局長	平成二十四年四月二十五日

酒井 研一	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十三年四月二十七日
榎原 茂	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十四年四月二十五日